

参照条文

○ 少年法等の一部を改正する法律（令和3年法律第47号）（抄）

（少年法の一部改正）

第一条 少年法（昭和二十三年法律第百六十八号）の一部を次のように改正する。

（略）

本則に次の一章を加える。

第五章 特定少年の特例

（略）

第二節 刑事事件の特例

（略）

第六十七条

1～5 （略）

6 第六十条の規定は、特定少年のとき犯した罪により刑に処せられた者については、適用しない。

7 （略）

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、令和四年四月一日から施行する。

（略）

（人の資格に関する法令の適用に関する経過措置）

第六条 十八歳以上の少年のとき犯した罪により刑に処せられてこの法律の施行前に当該刑の執行を受け終わり若しくは執行の免除を受けた者又は十八歳以上の少年のとき犯した罪について刑に処せられた者でこの法律の施行の際現に当該刑の執行猶予中のものに対する人の資格に関する法令の適用については、新少年法第六十七条第六項の規定は、適用しない。

○ 少年法等の一部を改正する法律（令和3年法律第47号）による改正後の少年法（昭和23年法律第168号）（抄）

（人の資格に関する法令の適用）

第六十条 少年のとき犯した罪により刑に処せられてその執行を受け終り、又は執行の免除を受けた者は、人の資格に関する法令の適用については、将来に向つて刑の言渡を受けなかつたものとみなす。

2 少年のとき犯した罪について刑に処せられた者で刑の執行猶予の言渡を受けた者は、その猶予期間中、刑の執行を受け終つたものとみなして、前項の規定を適用する。

3 前項の場合において、刑の執行猶予の言渡を取り消されたときは、人の資格に関する法令の適用については、その取り消されたとき、刑の言渡があつたものとみなす。

第六十七条

1～5 （略）

6 第六十条の規定は、特定少年のとき犯した罪により刑に処せられた者については、適用しない。

7 （略）